

第4章

わが国における金融検査¹制度の形成過程

1. はじめに

開国以来、江戸幕府および明治新政府は欧米の株式会社制度の導入を積極的に図り、1869（明治二）年には通商会社・為替会社を設立した。しかし、通商会社・為替会社は設立直後から経営不振となる有様で、株式会社制度は十分に機能したとはいえない状況であった。

この状況を受けて1872（明治五）年11月（旧暦）、国立銀行条例が制定され、その翌年、本格的な株式会社制度を備えた銀行として第一国立銀行が誕生する。

しかし、1873（明治六）年7月の第一国立銀行の開業後、翌1874（明治七）年末には大株主である小野組が破綻する。小野組は三井組と共に第一国立銀行の筆頭大株主であった。また、第一国立銀行は小野組へ多額の融資をしていたため、その債権が不良化しかねない状況に陥った。

その第一国立銀行に対し、1875（明治八）年3月、シャンド検査が実施された。

そして、このシャンド検査をわが国初の金融検査であるとする認識が一般的である。同時にまた、このシャンド検査はわが国で初めての外部監査であるとの指摘もある²。

というのも、第一次資料として広く認識されている『大蔵省銀行局年報抄録』『銀行課第一次報告』[1880]が、この金融検査に関して、シャンド検査を日本初の金融検査としているからである。

そのため、『明治財政史』[1905]³をはじめとして、検査対象となった第一国立銀行の後身の社史『第一銀行史』[1957]、さらにその『第一銀行史』編纂に関わった土屋喬雄氏による『シャンド』[1966]⁴等、多くの文献において日本で初めての金融検査はシャンド検査であるとする記述が存在するのである⁵。近年における記述においても、加藤恭彦・埴岡忠清両氏による論考[2002]⁶および財務省広報誌における寺井順一氏の記事[2004]⁷等も、この認識を踏襲したものとなっている。

しかし、筆者はこの認識に疑問を持った。

なぜなら、第一国立銀行は開業以来、2年近くにわたって一度も検査を受けていなかったということになるからである。

さらに、筆者は先行研究の検討の過程で、国立銀行条例制定直前に改正された紙幣寮の事務章程の中に、銀行検査規定の存在を知る⁸。

しかし、検査する側である紙幣寮における検査規定の存在は、かえって筆者に深い問題意識を抱かせることとなる。

つまり、検査する側の紙幣寮は、自らの部署の事務章程に銀行に対する検査規定が存在するにもかかわらず、検査を実施してこなかったということになるからである。

そこで、本論は、いわゆる御雇外国人、アレキサンダー・アラン・シャンド（Alexander Allan Shand）による第一国立銀行に対する検査（以下、シャンド検査）以前に、監督官庁であった紙幣寮によって第一国立銀行に対する金融検査が存在したことを明らかにし、これまで見過ごされてきた明治時代初期における金融検査制度の生成過程に関して、新たな知見を得ることを目的とする。

その手順としては、まず検査する側と検査される側の二つの立場からの検査規定、つまり国立銀行条例および紙幣寮事務章程の検査規定の内容、成立ちを改めて確認し、シャンド検査を日本初の金融検査とした大蔵省銀行局年報抄録の内容と比較・検討する。

次に、シャンド検査以前における第一国立銀行に対する金融検査の有無を確認する。

さらに第一国立銀行以外の国立銀行に対する金融検査事例の有無、国立銀行以前に設立された為替会社に対する金融検査制度、金融検査事例の有無、その内容、役割の変化について検討し、明治時代初期におけるわが国の金融検査制度の生成過程を明らかにしていきたい。

2. 国立銀行検査をめぐる二つの規定と『大蔵省銀行局年報抄録』

(1) 国立銀行条例における検査規定

国立銀行条例とシャンド検査の関わりを鮮明に浮き彫りにするため、まず、国立銀行条例における検査規定の内容・成り立ちから確認していく。

国立銀行条例は1872（明治五）年11月（旧暦）に制定されている。

この国立銀行条例制定に関しては伊藤博文が大きな役割を担った。

1869（明治三）年当時、大蔵少輔であった伊藤博文が「北米合衆國ノ理財ニ

關スル方法ヲ參酌推究シテ確乎不拔ノ制ヲ本邦ニ移植スルノ資ニ供スルノ議」

(明治財政史編纂會 [1972b] 17頁)と題する意見書を太政官に提出する。この意見書が太政官にとおると、すぐ伊藤は渡米し、アメリカの「ナショナル・バンク」を實地に研究した。そして伊藤はアメリカ滞在中に早くも「意見書ト共ニ米國紙幣條例 (千八百六十四年官版)⁹ナル一書を參考トシテ送達」(明治財政史編纂會 [1972b] 18頁)し、その導入を主張した。

この「ナショナル・バンク」の導入にあたってはイギリスの、いわゆる「ゴールド・バンク」の導入を主張する者との間で論争が起きた。しかし、「ナショナル・バンク」がモデルとされることとなり、1870(明治四)年末に銀行条例編纂掛が設けられ、前述の米國紙幣條例を参考にしながらできあがったのが国立銀行条例である。

ここで念のため確認しておかなければならないことがある。国立銀行条例のモデルとなったアメリカの法律の通称が二つ存在することである。

つまり、一つはナショナル・バンク・アクト (National Bank Act) であり、一つはナショナル・カレンシー・アクト (National Currency Act) である。そのため現在日本国内での翻訳も、国法銀行法と国法通貨法と二つの訳語が存在する。

さらに、明治初期は前述のように「米國紙幣條例」、「紙幣條例」とも呼ばれていた。これらは同一の法律を指し、1863年に制定され、翌1864年に改正されている。

加えて、国立銀行条例の草案も「紙幣條例」(草案)¹⁰となっている。

本論においては混乱を避けるため、便宜的に1864年国法銀行法 (National Bank Act, 1864 ナショナル・バンク・アクト) を用語として使用し、他の用語を使用する時は適宜対応していく。

以上の経緯を整理すると、国立銀行条例は1864年国法銀行法 (英文) → 「紙幣條例」(草案) → 国立銀行条例という経緯をたどってできあがったわけである。

では、金融検査に関する国立銀行条例は1864年国法銀行法、「紙幣條例」(草案)に比べ、いかなる変化を遂げたのであろうか。

1864年国法銀行法は64条からなり、和文の「紙幣條例」(草案)は62条からなる。一方、国立銀行条例は28条、161節からなり、金融検査制度に関する条項は第17条にある。内容は以下のとおりである。

第十七條 銀行ノ事務實際検査ノ爲メ紙幣寮ヨリ検査役派出ノ手續ヲ明ニス

第一節 紙幣頭ハ大藏卿ノ許可ニ従ヒ各国立銀行營業ノ實際ヲ詳知スルタメ定

例又ハ臨時ノ検査役ヲ派出ス可シ

第二節 此検査役ハ各銀行ノ本店又ハ別店トモ事務取扱中ノ時限ナレハ何時ニテモ其用所ニ抵リ諸簿冊計表其他実地ノ取扱振ヲ詳密ニ檢閲スルヲ得ヘシ

第三節 此検査役ハ先ツ銀行ノ業體ヲ視察シ銀行役員ノ處務能ク此条例ニ遵ヒ成規ニ違ハサルヤ否ヲ監督シ其檢閲ノ実況ト考案ト次第トヲ書面ニ認メ詳明ニ紙幣頭ニ報告ス可シ

第四節 銀行ハ此検査役ノ外何レノ職務何レノ官爵アル者ト雖モ其爲メニ威服セラレ実務ノ検査ヲ受クルニ及ハス尤モ國法ニ於テ地方官廳ヨリ命シタル検査ハ此例ニアラス

(明治財政史編纂會 [1972b] 50頁)

この国立銀行条例に対し、『紙幣條例』(草案)における検査に関する条文は第54条に配置されている。内容は以下のとおりである。

第五十四条

紙幣頭ハ大藏卿ノ許可ニ從ヒ緊要ナリト思フ度ゴトニ紙幣会社商業ノ實際ヲ検査セシムヘシ尤検査ヲ受ベキ会社ノ取締役等ヲ以テ此検査役ニ命ズベカラズ此検査役ハ先ツ会社ノ商業ノ實際ヲ逐一ニ検査シ其会社ノ役員支配人等能ク誓詞ノ趣旨ヲ遵奉スル歟之ヲ検査スルノ威權アルヘシ○カクテ検査役ハ明白ニ会社ノ商業ノ實際ヲ紙幣頭へ報告スベシ

会社ハ又此検査役ノ外ハ他人ノ爲ニ威服セラレ其検査ヲ受ルニ及バズ但シ國法ニ於テ地方官廳ヨリ命シタル検査ハ其例ニ非ス

右ノ検査役ヲ命セラレタル人ハ其検査ヲ勤ムル間ハ一日ニ三圓宛ノ俸給ヲ得ベシ又検査ノ爲ニ旅行スル時ハ五里ニ付ニ二圓宛ノ旅費ヲ得ヘシ尤モ此俸給旅費ハ検査ヲ受ベキ会社ヨリ差出スベシ

(井上馨文書682-3)

検査役の俸給、旅費などの規定は国立銀行条例では削除されているものの、4つの節に分け、具体的に分かりやすく書きなおされているが、大筋において大差はない。

さらに、『紙幣條例』(草案)と1864年国法銀行法を比べてみる。1864年国法銀行法における検査規定は『紙幣條例』(草案)と同じく第54条に配置されていて、内容は以下のとおり。

SEC.54. *And be it further enacted*, That the Comptroller of the Currency, with the approbation of the Secretary of the Treasury, as often as shall be deemed necessary or proper, shall appoint a suitable person or persons to make an examination of the affairs

of every banking association, which person shall not be a director or other officer in any association whose affairs he shall be a director or other officers and agents thereof on oath; and shall make a full and detailed report of the condition of the association to the Comptroller. And the association shall not be subject to any visitatorial powers than such as are authorized by this act, except such as are vested in the several courts of law and chancery. And every person appointed to make such examination shall receive for his services at the rate of five dollars for each day by him employed in such examination, and two dollars for every twenty-five miles he shall necessarily travel in the performance of his duty, which shall be paid by the association by him examined.

(Kroose [1983] pp.323)

こうして比較してみると、俸給、旅費に数値、単位の違いはあるものの、『紙幣條例』（草案）は1864年国法銀行法をほぼそのまま翻訳したものであることが分かる。

以上の検討により、国立銀行条例における金融検査規定は、アメリカにおける1864年国法銀行法の金融検査規定を分かりやすくかつ具体的に手を加えた個所があるものの、概ね発想や原則に違いはないと判断できる。

ただし、注目すべきはこの1864年時点において、アメリカにおけるナショナル・バンクには、examination、つまり監督官庁による「検査」概念は存在していたものの、いわゆる audit、「監査」概念は存在していなかったことである。

そして、明治政府はアメリカのナショナル・バンクの検査条項をそのまま導入したのである。

わが国で初めて本格的な株式会社制度を備えた組織と認識されている国立銀行ではあるが、「監査」概念は存在せず、しかもそれは国立銀行に特別なことではなく、モデルとなったアメリカのナショナル・バンクにあっても同様の性格を備えた組織であったのである。

アメリカの検査制度生成過程については、また別の機会に考察を加えたい。

(2) 紙幣寮事務章程における検査規定

また、先に触れたように検査する側、つまり紙幣寮の職務規定、つまり、紙幣寮事務章程にも国立銀行に対する検査規定が存在する。

紙幣寮は、国立銀行条例の制定に先立ち1871（明治四）年8月10日（旧暦）、大蔵省に設置された。同月19日（旧暦）、職制が制定されると同時に制定されたのが紙幣寮事務章程である。21の規定から構成されており、問題となっている検査規定は第十一の規定である。規定成立当時の内容は以下のとおり。

第十一、官准ヲ經テ證券若クハ楮幣ヲ發行スル諸會社アレハ即チ必ス之カ實際ヲ欠檢査シテ毎次ニ報告書ヲ徵収シ、若シ事跡ノ疑フ可キ有ルヲ見ハ、即チ其簿冊及ヒ準備金ヲ査覈シ、實狀ヲ脚・輔二具上シ指揮ヲ承テ處分ス。

(大内兵衛・土屋喬雄 [1978] 57頁)

紙幣寮事務章程は、1872 (明治五) 年、1873 (明治六) 年とその後毎年改訂されている。これは国立銀行条例制定に合わせて対応と考えられる。

そして、1872 (明治五) 年7月の国立銀行条例制定直前の改訂においては、「政府ノ准允ヲ經テ證券若クハ紙幣ヲ發行シ爲替兌換・受寄金・貸付金等ノ料理ヲ以テ生業トスル銀行ノ類」(大内兵衛・土屋喬雄 [1978] 79頁) と、検査対象に「銀行」という用語が登場している。

第一国立銀行開業後の1873 (明治六) 年12月の改訂では「稟准ヲ經テ證券若クハ紙幣ヲ發行スルノ銀行、或ハ爲替兌換或ハ受寄金・貸付金等ヲ營業ト爲ス銀行ノ類」(大内・土屋 [1978] 106頁) となっており、検査対象における「銀行」の位置づけは筆頭となった。

以上の検討により、金融検査の範囲、手段、報告書の書式など、検査の内容についての記述はないものの、実は検査する側の紙幣寮事務章程の検査規定が先行する形で検査規定が成立し、後を追う形で検査される側の国立銀行条例の検査規定が出来上がった。

検査する側、される側双方に検査規定が存在しながら、はたして紙幣寮はシャンド検査まで国立銀行に対する金融検査をしてこなかったのだろうか？

(3) 『大蔵省銀行局年報抄録』「銀行課第一次報告」

前述したように、国立銀行条例には検査規定が存在するものの、実際に検査が行われたのは1875 (明治八) 年のシャンド検査が初めてで、そのためシャンド検査が日本初の金融検査であるという認識の根拠として挙げられるのが、『大蔵省銀行局年報抄録』「銀行課第一次報告」である。

この『大蔵省銀行局年報抄録』に収録されている「銀行課第一次報告」は、1880 (明治十三年) 年になされた報告で、1873 (明治六年) 年から1879 (明治十二年) 年に至る期間の報告である。つまり、年報を作成するにあたっての前史的性格を帯びたものである。

国立銀行に対する検査については、全十八款のうち「第三款 国立銀行検査ノ事」として配置されている。少々長くなるが、その内容は以下のとおりである。

「国立銀行ノ検査ハ條例第七十三條及ヒ第七十四條ノ旨趣ニ從ヒ其業務ヲ監

督スル爲メ時々大藏卿閣下ノ命ヲ奉シテ官員ヲ派遣シ銀行ニ至リテ其諸帳簿及ヒ一切ノ業務ヲ検査セシム而シテ其検査ノ実況ハ直ニ報告書ヲ製シテ詳ニ之ヲ大藏卿閣下ニ開申スルモノトス

抑出納ノ得失会計ノ當否ハ偏ニ簿記ノ正否ニ関スルモノナレバ検査官ハ其営業ノ実況ヲ検査セントスルニ當リ必ス先ツ簿記ノ正否ヲ点檢シ然ル後其資産負債ノ実況得テ詳悉ス可キナリ然ルニ明治六七ノ兩年間ハ銀行ノ業務未タ緒ニ就カス其役員ハ皆舊來ノ商估ニシテ嘗テ一人ノ簿記法ヲ解スルモノ無シ是ヲ以テ銀行ノ出納計算ニ関スル諸帳簿ハ一定ノ法ニ依ラシムルノ成規ナリト雖トモ未タ遽カニ従來慣用ノ記帳ヲ更ムル能ハス之カ爲メ大ニ其検査ニ苦ムコトアリ故ニ當時本課ハ首トシテ簿記法ヲ改良ナラシムルニ注意スト雖トモ猶ホ往々陰ニ日本舊用ノ帳簿ヲ混用スルモノアリテ到底各銀行ノ簿記一定スル能ハス然レトモ営業日ヲ積ムニ從ヒ其出納漸ク多岐ニ渉ルヲ以テ久ク之ヲ苟且ニ付ス可カラス故ニ紙幣頭ハ小野組ノ破産ニ會シ御雇英人アルレン、シャンド氏ヲシテ各銀行ノ帳簿ヲ検査セシメ以テ其業務ヲ検査セント欲シ遂ニ其議ヲ大藏卿閣下ニ開陳シ其允許ヲ得乃チ明治八年一月ヨリ同氏ヲシテ各銀行ヲ検査セシム是ニ於テ検査ノ方法始テ立チ各銀行の簿記井然條アリテ紊レズ其資産負債ノ実況初テ瞭然タルヲ得タリ」

(日本銀行調査局 [1960] 6頁)

土屋氏の著作 [1966] においてはこの記述をもって、シャンド検査を「わが国最初の銀行検査」(98-100頁)との項を立て、設立から検査までに一年以上の期間があることの説明にあてている。

監督官庁における一次資料の記述であるだけに、『大藏省銀行局年報抄録』「銀行課第一次報告」の信用度が高いことは広く認められている。

そして、たしかに「御雇英人アルレン、シャンド氏ヲシテ各銀行ノ帳簿ヲ検査セシメ」とあり、さらに「是(シャンド検査—筆者)ニ於テ検査ノ方法始テ立チ各銀行の簿記井然條アリテ紊レズ其資産負債ノ実況初テ瞭然タルヲ得タリ」と明記されている。

また、この記述に続いて年度、銀行数、検査回数を明記した表が配置されているが、この表も8年上半期(明治—筆者)からのものとなっている。

しかし、この「銀行課第一次報告」における「国立銀行検査ノ事」にはいくつかの問題点も存在する。

第一に、先の引用の冒頭で「国立銀行ノ検査ハ條例第七十三條及ヒ第七十四條ノ旨趣ニ從ヒ」としているが、この「條例第七十三條及ヒ第七十四條」は前述の国立銀行条例とは條数が合わない。この「條例第七十三條及ヒ第七十四條」は、1876(明治九)年の改正国立銀行條例における検査規定を指している

のである。シャンド検査は1875（明治八）年である。国立銀行検査の依拠する条項が検査の後にできたことになってしまうのである。

さらに、第二の問題点として、前述の紙幣寮事務章程に関しては全く触れられていないことがあげられる。

そして第三の、そして最大の問題点として、なぜ開業から2年近くにわたり金融検査が行われなかった理由として「銀行課第一次報告」は以下のように説明する。

つまり、「明治六七ノ两年間ハ銀行ノ業務未タ緒ニ就カス其役員ハ皆舊来ノ商估ニシテ嘗テ一人ノ簿記法ヲ解スルモノ無シ是ヲ以テ銀行ノ出納計算ニ関スル諸帳簿ハ一定ノ法ニ依ラシムルノ成規ナリト雖トモ未タ遽カニ従来慣用ノ記帳ヲ更ムル能ハス之カ爲メ大ニ其検査ニ苦ムコトアリ」と西洋式簿記法が普及していなかったがために検査ができなかったとする。

第一国立銀行は、開業して僅か1年後の1874（明治七）年11月に、大株主であり、経営陣にも加わっていた小野組の経営破綻という重大危機を迎えながらも、シャンド検査に至るまでに、3度にわたって半期実際報告として決算書類を監督官庁へ提出していることを考えると問題であると言わざるをえない。

さらに言えば、「小野組ノ破産ニ會シ御雇英人アルレン、シャンド氏ヲシテ各銀行ノ帳簿ヲ検査セシメ」とあるが、小野組本店の閉鎖からシャンド検査まで4カ月かかっている。小野組はある日突然破綻したわけではない。小野組が破綻するまでに、金融検査がなされるべきではなかったのかと疑問を持つ。

以上の考察より、「銀行課第一次報告」における「国立銀行検査ノ事」には多分に偏りのある記述が存在すると筆者は判断した。

3. 第一国立銀行の開業からシャンド検査までの期間における金融検査

そこで、あらためて第一国立銀行開業からシャンド検査までの期間における金融検査が本当になかったのか調査してみた。

すると、第3章で触れているように紙幣寮権助小林雄七郎と九等出仕海老原濟によって、1873（明治六）年11月に第一国立銀行に対する金融検査が行われていたことを『日本金融史資料明治大正編』第三卷 [1957] に所収されている『銀行全書』により確認した¹¹。

この金融検査（以下、小林検査）の概要は以下に示すとおりである。

小林紙幣權助
九等出仕海老原濟

頭 助

昨四日第一國立銀行エ出張致二日附ノ日表ヲ按ジ金銀紙幣等之有高検査致候處金貨ト新札トノ入クルヒ等有之候得トモ金額ニ相違無シ尤別紙草稿之分ハ帳面上ニ仕払ト有之現物ハ銀行ニ有之候ニ付検査二重ニ相成候處ヨリ右日表ニ少ク差異有之儀ニ付朱書ヲ以テ改正致シ日表本紙トモ入御覽候也

(後略)

(日本銀行調査局 [1957] 81頁)

図表4-1 第一國立銀行出納日表

貨幣種類	前日之越高		本日収納		合高		本日仕拂		差引残高	
金貨	860,174				左	同			860,174	
銀貨	1,803,339	893	569,846	297	2,373,186	19	119,105	306	2,254,080	884
證券	311,060	213	556	497	311,616	71	450	5	311,166	21
銅貨	2,218	985	16	1	2,235	085			2,235	085
古金銀	1,062	413			左	同			1,062	413
新札	2,120,478	8	9,441	925	2,129,920	725	580		2,129,340	725
官省札	776,365	971	572		776,937	971	15,000		761,937	971
本社紙幣	108,139		1,001		109,140		12,100		97,040	
洋銀	203,979	281			左	同	65,514	31	138,464	971
総額	6,186,818	556	581,432	819	6,768,252	375	212,750	116	6,555,502	259

明治六年十一月二日

扱入

向井小右エ門

注) 原本は漢数字。

出所) 日本銀行調査局 [1957] 82頁より作成。

図表 4 - 2 第一国立銀行借貸一覽日表

摘要	借		摘要	貸		摘要	検査摘要	
株金	2,196,720		貸付	2,400,449	25	本店ニテ発行シタル紙幣ノ高	528,975	
紙幣寮ヨリ受取タル紙幣	626,015		當座立替貸	431,000		定期預り現高	278,034	785
別段預り金	1,900,500		爲替貸	54,265	001	當座預り現高	55,894	987
定期預	278,034	785	公債証書類買入	1,343,658	74			
當座預	55,894	987	諸雜費	16,417	698			
爲替預	29,371	086	損失	5	573	現在正金高	360,000	
別段積金			利息拂	393	128	現在通貨高	396,300	09
利益	4,287	634	支店元金渡シ			現在紙幣高	97,040	
利息納	8,809	988	正金紙幣			未ダ押印不済紙幣	106,185	
各寮本假並準備御預り金	3,233,508	592	地金買入	104				
手形預	2,468,653	577				公債証書有高		
合計	10,801,795	649	合計	4,246,293	39	発行紙幣其外ノ抵當トナリタル分	1,182,200	
			差引残有高	6,555,502	259	銀行ニ現有スル分	161,458	74
比較総額	10,801,795	649	比較総額	10,801,795	649			

明治六年十一月二日

扱人

山本七郎兵衛

注) 表中太字は検査により修正が加えられた箇所。原本は漢数字。

出所) 日本銀行調査局 [1957] 83頁より作成。

この小林検査の報告書によれば、小林雄七郎、海老原濟の両名が³1873 (明治六) 年11月4日から二日間にとり第一国立銀行に出張し、11月2日附の帳簿を基本にして金、銀、紙幣等の有高を検査した。金額に相違は無かったが、日表に僅かにあった数字の差異については赤を入れて修正したというものである。

そして、11月5日の現物の貨幣、紙幣の総有高を差引き総計として報告している。

管見の限り、金融検査に関して、この小林検査報告書を取りあげた記述、言及はない。全く見過ごされ、もしくは無視されてきたものと考えてよい事実である。

第一国立銀行は、1873(明治六)年7月に開業したが、開業4カ月後の11月には小林雄七郎他により金融検査を受けていたのである。

シャンド検査以前に金融検査が存在したのである。

しかし、ここで一つ確認すべき問題が存在する。注4でも触れているが、前出の土屋喬雄氏は「わが国ではじめて銀行検査を行なったのも、シャンドである」(土屋喬雄 [1966] 98頁)とするが、シャンド検査以前の検査実例として「条例第十二条により書面検査をしていた」(土屋喬雄 [1966] 98頁)との指摘をしている点に関する問題である。

この第一二条は、「銀行ヨリ差出ス報告書計表の手續ヲ明ニス」(明治財政史編纂會 [1972] 46頁)というもので、6つの節より構成されている。

しかし、この第一二条には「検査」という用語は一切存在せず、第一節に、「国立銀行ハ一カ年四度以上其銀行ノ事務計算等實地詳明ナル報告書計表等ヲ紙幣頭ニ差出ス可シ」(明治財政史編纂會 [1972] 46頁)という規定があり、その規定に基づいて紙幣頭への各書類の提出義務が明らかにされている。この規定により提出された書類を紙幣頭が「書面検査」したと言及することも不可能ではないものの、銀行側から提出された書類に記載されている金額が、実際に存在するかといった検証はなされない。

一方、小林検査はいかなるものかといえば、前述の国立銀行条例第十七条の検討に示されているように、第一に「検査役ヲ派出」している点、第二に「検閲ノ実況ト考案ノ次第トヲ書面ニ認メ詳明ニ紙幣頭ニ報告」している点において、明らかに国立銀行条例第十七条の金融検査規定に則って検査されたものといえる。

シャンド検査自体は「B 6判九ポイント組にして、20ページに及ぶ長文のもの」(土屋喬雄 [1966] 101頁)¹²で、小林検査報告書に比べ質・量ともに上回るものであることは明らかであるものの、小林検査はシャンド検査と同じ法的根拠に基づく検査であり、土屋喬雄氏のいう「書面検査」ではないことは明らかである。

しかも、その検査報告書には、わが国最初の西洋式財務書類といえるのではないかと考えられるものが存在した。

図表4-2に示した「第一国立銀行借貸一覧日表」である。この「第一国立

銀行借貸一覧日表」にはいくつか注目すべき点が存在する。

第一に、表の構成である。

つまり、表の左側に借方が配置されているものの、その科目構成は株金、紙幣寮ヨリ受取タル紙幣、別段預り金、定期預、當座預、爲替預、別段積金、利金、利息納、各寮本假並準備御預り金、手形預からなっている。資本、負債、利益である。そして、その合計があり、比較総額の欄で締められている。この合計と比較総額は同額となっている。

対して、表の右側には貸方が配置されている。この貸方の科目構成は貸付、當座立替貸、爲替貸、公債証書類買入、諸雑費、損失、利息拂、支店元金渡シ、地金買入からなっている。資産および損失である。借方と同様、その合計の欄があるものの、その下に差引残有高という欄が設けてあり、合計とその差引残有高の和が比較総額となって、借方の比較総額と額が一致している。

この差引残有高は図表4-1の第一国立銀行出納日表における差引残高の総額に一致しているのである。

つまり、この金融検査においては、先ずこの第一国立銀行出納日表により実物の各種貨幣及紙幣の前日残高に当日の収納分が加えられ、合計が出された後、本日の支払分を減じて差引残高が算出されている。その差引残高の総額が図表4-2の第一国立銀行借貸一覧日表の貸方の差引残有高に記入され、借方・貸方の各比較総額に一致しているか検査されたのである。

さらに、注目すべきは第一国立銀行借貸一覧日表の書式は、ある書類の書式とほぼ一致していることである。

その書式とは、第一国立銀行が1873（明治六）年12月、初めての決算を迎えて作成された半期考課状に収められている第一国立銀行本店毎月実際報告である。

この第一国立銀行本店毎月実際報告は、第一號から第五號まであり¹³、本店の1873（明治六）年9月末（第一號）、10月末（第三號）、11月末（第四號）、12月末（第五號）の月次報告書となっている。小林検査に直近の月次報告となる1873（明治六）年10月末の月次報告となる第一書式第三號を図表4-3に示す。

図表4-3を図表4-2と比較すれば一目瞭然であるが、小林検査は当時第一国立銀行で実際に使用されていた月次報告書の書式に基づいて、検査結果を第一国立銀行借貸一覧表として作成したと考えられる。この第一国立銀行本店毎月実際報告は、一緒に収められている第一国立銀行半期実際報告と借方・貸方の内容を左右逆にしたものとなっている。

また、この第一国立銀行借貸一覧日表という名称自体も注目に値する。

「貸借対照表」という名称の形成過程に関するこれまでの認識に対し、一石

を投じる可能性をもっていると考えられるからである。つまり、福澤諭吉の『帳合之法』では平均表、加藤斌訳による『商家必用』では差引帳と Balance Sheet の Balance の意味に従って翻訳がなされているが、借・貸といった表の構造から名前がつけられた表としては初めてのものではないかと考えられるからである。

「貸借対照表」という用語の由来を検討した業績として、先ず上野道輔 [1942] が挙げられる。そこでは「舊商法 (1890 (明治二十三年) 年一筆者) に於て、初めて貸方借方の対照表即ち貸借対照表なる成語が鑄造され、且つ法律語として使用されてある」(上野道輔 [1942] 3頁) と言及されている。

さらに久野秀男 [1960]、高寺貞男 [1966] など、この貸借対照表という用語の生成過程に関する詳細な検討がなされているが、この第一国立銀行借貸一覧日表に関する言及はない。全く見過ごされているか無視されてきたのである。

1873 (明治六) 年に既に借・貸といった表の構造から名前をつけた表が存在したということは従来の認識に対し、新たなアプローチも可能となってくる。

解釈の仕方は基準をどこに置くかで幾通りかの評価が可能であるが、銀行外部に出された財務書類としては、この小林検査の第一国立銀行借貸一覧表は日本初の西洋式財務書類とすることも可能である。

また、逆に考えると、第一国立銀行が第1回の決算を迎え、初めて作成された半期考課状に収められている第一国立銀行本店毎月実際報告は、半期考課状作成の際に作られた計算書類ではなく、第一国立銀行が1873 (明治六) 年9月末から、内部書類として毎月の本店の月次報告書を西洋式の財務書類の形式にのっとして作成していたことが明らかになったと考えられる。

このような検討から、前述の「銀行課第一次報告」において金融検査がなされてこなかった理由として挙げられた認識は適切なものではないと言わざるをえない。

第一国立銀行は開業当初より、西洋式の簿記・会計知識を駆使し、毎月、月次財務報告書を作成していたのである。

加えて、何が日本初かという議論はともかく、この小林検査における第一国立銀行借貸一覧表の存在は、第一国立銀行の半期考課状における、半期実際報告と本店毎月実際報告で形式の違う計算書類が存在しているのかという問題の解明への重要な手掛かりとなるものであるが、この、第一国立銀行の決算書類生成に関する問題は、また別の機会に解明したい。

さて、第一国立銀行に対する紙幣寮の金融検査が、精緻な検査を行い、信頼性の高い財務書類を作成していたことが明らかとなったところで、他に金融検査事例がないか資料にあたってみた。

図表 4 - 3 第一國立銀行本店毎月實際報告

明治 6 年10月31日

第一國立銀行 頭取 小野善助
同 取締役 斎藤純造

借方

貸方

摘 要	金 額		総 計		摘 要	金 額		総 計	
株金			2,196,720		紙幣抵当公債証 書買入代価			1,182,200	
本社紙幣請取高			626,015		創業入費			6,096	35
定期預	278,034	79			並貸	2,300,449	25		
當座預	96,624	99			割引貸				
手形預					爲替貸	57,058	56	2,357,506	81
爲替預	20,051	64	3,941,711	42	利払	393	13		
利益金	4287	63			雑費	10,221	35		
利息入	8809	99	13,097	62	損失	5	57	10,620	05
別段積立					商法金元			279,500	
仕払未済割賦金					新公債証書買入 代価				
御用準備預金	3,303,756	46			百円に付五十六円 六十銭の割合にて	113,667	74		
御用手形預金	1,891,004	01	5,194,760	47	舊公債証書買入 代価				
別段預り金			1,900,500		百円に付十九円三 十銭の割合にて	47,791	50	161,458	74
					地金買入			104	
					本店及び支店建 築入費			141,500	
合計			10,325,804	51	合計			4,138,985	95
外に					差引本店有高			6,186,618	56
紙幣抵当公債証書	1,182,200				内 本位貨幣	350,000			
預金抵当	161,458	74	1,343,658	74	内 本社貨幣	108,139			
					雑貨幣	5,728,679	56		
別段積立金抵当					外に				
					公債証書	1,343,658	74		
地金銀			104		地金銀	104		1,343,762	74
比較総計			11,669,567	25	比較総計			11,669,567	25

注) 原本は漢数字。

出所) 日本銀行調査局 [1957] 付録10-11頁より作成。

4. シヤンド検査以前の国立銀行に対する金融検査

筆者は、この小林検査の他にも金融検査の事例があるのではないかとの想定のもと調査を進めた。結果、予想を上回る事例につき当る。

まずは第五国立銀行に対する金融検査であった。

この第五国立銀行は国立銀行条例制定をうけ、1873（明治六）年12月、第一国立銀行に次いで2番目に開業した。大阪に本店、東京・鹿児島に支店という体制で営業を開始している。

金融検査はこの第五国立銀行が開業する前、第一国立銀行に対する小林検査とほぼ同時期に行われた。

報告書は、この第五国立銀行検査のほうが第一国立銀行小林検査より一日早いものとなっている。内容は以下のとおりである。

明治六年十一月四日

中屬 渡邊融

小屬 進野簡

頭 助 屬

第五国立銀行準備金遂検査候處別紙之通相違無之候此段申上候也

記

一 本位貨幣六萬圓

第五国立銀行

準備金

内 譯

二十圓	千圓
十圓	五千圓
五圓	五萬四千圓

ノ

右之通御座候也

明治六年十一月四日

林徳左衛門

重久佐平太

（日本銀行調査局 [1957] 152-153頁）

この金融検査は第五国立銀行の開業にあたり、第五国立銀行の準備金の検査をしたものとなっている。

この第五国立銀行については、開業直前1873（明治六）年12月9日に東京支

店が失火により新たに仮の支店を開くことを余儀なくされた。そのため、本店を同月12日（但し、検査報告書の日付は17日）、ついで仮支店を同月13日に準備金の検査を行っている。

仮支店、本店の金融検査内容は以下の通り。

明治六年十二月十三日

中屬 渡邊融
十三等出仕 野田久七郎
屬

今十三日第五國立銀行假枝店へ相越立會之上準備金遂検査候處左之内譯通相違無之依テ別紙相添此段申上候也

準備金内譯

一金貨五圓	五萬圓
一金貨十圓	八千圓
一金貨貳拾圓	貳千圓
合六萬圓	

一金貨六萬圓也
右之通御座候也

明治六年十二月十三日

第五國立銀行

(日本銀行調査局 [1957] 166頁)

明治六年十二月十七日

川村大屬

頭 助 屬

第五國立銀行本店備金検査相済候旨藤沢權大屬申牒書入御通覧候也

第五國立銀行備金検査報告書

一金貨六萬圓 箱数貳

内

十圓 一萬八千六百貳拾圓

五圓 四萬千三百八拾圓

右ハ本月八日出張及検査封印ヲ加相渡置候處一昨十日開業ニ付解封之義願出候間同日開封いたし相渡申候依之検査請書相添此段申上候也

明治六年十二月十二日

大阪出張紙幣權大屬 藤澤直彦

芳川顯正殿

(後略)

(日本銀行調査局 [1957] 169-170頁)

また第二国立銀行に対しても、1873 (明治六) 年12月に金融検査が実施されている。

この第二国立銀行は、国立銀行条例をうけて横浜為替会社を改編して作られた銀行で、1873 (明治六) 年1月に開業の承認が下りた。しかしながら第二国立銀行自体の事情で開業手続は遅々としてすすまず、創立は一年半後の1874 (明治七) 年7月であった。

検査にあたったのは小林雄七郎、野田久六郎¹⁴による検査である。内容は以下のとおりである。

百十七 十二月十九日受上局へ出ス
同月廿四日済

十三等出仕 野田久六郎
紙幣權助 小林雄七郎

脚
輔
頭 助

※私共儀横浜表第二国立銀行エ出張致舊爲換会社発行金券準備洋銀札準備其外貸借等及検査候處別紙之通ニ有之金券準備之中拾五萬圓五千九拾三圓ハ生絲抵當にて貸出候趣ニ付不都合之旨申談候處御達次第無相違準備ニ引直可申段別紙第一葉之通申出候右ハ如何之義トハ存候得共何分出張先之儀ニ付其儘持帰り供御廻覧候也

※大藏卿閣下之一覧ニ供シ置くべし

以書付奉申上候

一 生糸引當貸出し金拾八萬八千圓之儀ハ期限之通返納相違無御座候得共萬一其前御達し御座候ハ、其當日より五日之内ニ御差圖之金高相備金券引換之準備ニ仕候右聊違背不仕候依之此段奉申上候已上

明治六年十二月十七日

第二国立銀行

増田 嘉兵衛
吉田 幸兵衛
金子 平兵衛

茂木 惣兵衛
原 善三郎

小林紙幣助殿

(後略)

(日本銀行調査局 [1957] 103-104頁)

この第二国立銀行に対する検査は、前述の小林検査からひと月後の1873 (明治六) 年12月に行われた。検査内容は旧為換会社が発行した金券の他、洋銀、貸借等についてであった。小林雄七郎は第一国立銀行に続いての金融検査となっている。

前述の通り、正式には設立されてないにもかかわらず、検査する側もされる側も検査対象を第二国立銀行としている。

そして、前述のように開業にもたついた第二国立銀行ではあるものの、その開業に先立って1874 (明治七) 年3月と7月の二度にわたって金融検査が実施された。

報告書の冒頭の部分は以下のとおり。

六十 明治七年三月十三日

同 十四日上達

同 十五日済

七等出仕 須藤 時一郎
大 屬 川村 選

卿
輔

紙幣頭 助 屬

私共儀一昨十一日横浜出張第二国立銀行洋銀券発行高之内兼テ六十二番バンク取引差引尻貸ノ分決算正洋銀整備爲致札員準備金共現有高別紙一號之通及検査即チ二號之通将来取締之處確ト申達受書取之亦金券引替高準備金とも調査仕候處聊不都合無之候ニ付前書洋銀券準備金之内三千八百五拾五弗貳拾五錢不足ニ付顛末諮詢ニおよひ候處別紙四號之通申出右ハ先頭租税寮元七等出仕洪澤喜作政行之節佛國へ注文相成候生絲検査器械此程到着右代價暫時繰替置候様古谷元租税權助談に付右準備金之内より立替置候由是ハ左之通該銀行へ相達早々取立全備爲致度奉存候因テ此段御届申上候也

第二国立銀行

(後略)

(日本銀行調査局 [1957] 256頁)

この検査事例は川村選と須藤時一郎によってなされている。この須藤時一郎は前述のシャンド検査にも参加していると考えられる¹⁵。検査の結果、洋銀券準備金が生絲検査器械の支払に立替られたため、不足していることが明らかとなり、早急に取りたてる旨を報告したものである。

次いで、同年7月の開業にあたっての検査報告内容は以下の通りである。

明治七年七月二日	全三日済	五等出仕	渡辺 弘
脚		六等出仕	須藤時一郎
輔		中屬	木原静一
紙幣頭	出仕	屬	

私共儀昨日横浜表エ出張第二国立銀行創立之形況及洋銀券準備金検査之次第左ニ申上候

- 一 今般更ニ貳拾五萬圓ヲ以創立之儀願出右ハ再度之變態ニ付篤ト遂検査候處前書資本之内拾八萬貳千八百九拾圓既ニ株主中ヨリ入金相済居此内拾三萬圓ハ小野組エ相預ケ證書請取有之且原善三郎其外エモ一體之實況質問候處此度ハ決テ不都合之儀不申上段申聞旁以確實之義ト相認申候
 - 一 洋銀券散布高丈ケハ正弗金銀貨及通用紙幣等ヲ以正ニ積立有之候
 - 一 会社金券引換準備金三千貳拾六圓積立有之候
- 右御届致候也

(後略)

(日本銀行調査局 [1957] 285-286頁)

第一国立銀行開業に続き、第五国立銀行が開業し、前述のように第二国立銀行が開業に手間取る中、三番目に開業にこぎつけたのは第四国立銀行であった。

この第四国立銀行は新潟に本店を置き、1874(明治七)年3月に開業している。この第四国立銀行に対する金融検査も開業に際しての準備金の検査であった。内容は以下の通り。

明治七年二月廿四日	新潟港出張
八等出仕	宇佐川秀次郎
權中屬	進野 簡

第四国立銀行第三回迄入金
準備金五萬六千圓

内貳萬貳千四百圓
一準備金三萬三千六百圓

四分通東京枝店準備金
本店準備金
但六分通

内譯
拾圓貨 貳萬四千圓
五圓貨 九千六百圓

右ハ第四國立銀行準備金六分通之分本日検査仕候處書面之通有之候此段申上候也

(後略)

(日本銀行調査局 [1957] 364-365頁)

以上、第一国立銀行設立後、シャンド検査までの期間に検査官が当該銀行へ赴き金融検査を実施した事例を確認した。

金融検査の実態を確認すると、1873 (明治六) 年11月より金融検査は開始されており、その時点で開業していた第一国立銀行においては、月次報告書の書式に従い、帳簿上の数字と実際の金銀他の資産の残高の突合せが厳密に行われていた。

また、開業に至らぬ状況にあった他の国立銀行においては、紙幣寮の役人を現地に派遣して準備金を検査させており、必要に応じて複数回検査を受けた銀行も存在した。

このような事実を確認すると、筆者は更なる疑問を持つのである。つまり、検査する側の検査規定、紙幣寮事務章程によって為替会社に対して金融検査が実施されていなかったのかという疑問である。

5. 紙幣寮事務章程に基づく為替会社への金融検査

検査する側の検査規定である紙幣寮事務章程が、その制定時点、1871 (明治四) 年8月19日 (旧暦) において、検査対象としているのは「證券若クハ楮幣ヲ発行スル諸会社」であり、第一国立銀行をはじめとした国立銀行ではない。当時各地に設立されていた為替会社はその検査対象である。

前述のように紙幣寮事務章程は、1872 (明治五) 年、1873 (明治六) 年と毎年改訂がなされ、改訂されるごとに検査対象としての位置づけは下がるものの、為替会社は「銀行ノ類」として検査対象から外れなかった。

そこで、この為替会社に対する金融検査の制度、事例を調査・検討をするわけであるが、まずはこの為替会社の設立経緯から確認する。

1869（明治二）年2月（旧暦）に通商司が設けられ、その監督の下に産業の振興発展を図るために通商会社が設立された。為替会社はその通商会社に資金を融通すべく、豪商からの出資により東京、横浜、新潟、西京、大阪、神戸、大津、敦賀に設立された。

為替会社は紙幣を発行し兌換紙幣であったものの、兌換準備高に関する規定がなかったため、その発行高は急増し、そのため政府は、身元金を基準に発行高を制限し、さらには発行高の抑制のため全額兌換準備方針をとることになる。しかし、貸付金回収が滞ったことなどにより業績不振となり、ほとんどが解散することとなった。通商司も1871（明治四）年7月（旧暦）に解散する。

つまり、当初の紙幣寮事務章程における検査規定は、期待の高かった為替会社が発足後間もなく経営不振に陥り、監督機関であった通商司から引き継ぐ形となった大蔵省紙幣寮が、為替会社の経営状況を検査し、健全化を図ったものであったと考えてよい。

では、この紙幣寮事務章程に規定された検査規定により、金融検査は行われていなかったのかという疑問に辿りつく。

筆者は、当然、この紙幣寮事務章程に基づいて為替会社に対する金融検査が実施されたのではないかとこの想定の下、調査を進めた。

結果を先に言えば、筆者が当初想定していたものとはやや異なる事実を確認する。

つまり、確認できた事例のほとんどは、為替会社の経営を健全性をはかるためというよりは、整理される過程での検査であったのである。

以下、確認できた検査事例について検討を加える。

第1の事例、つまり最も古い事例として考えられるのは、会社全書（上巻）の目次に第一編第一章「第九」「為替会社検査明細書」として記載されている事例である。

ただし、この事例については1871（明治四）年9月（旧暦）のものであることは確認でき、正金と為替札の有高が克明に記されている。しかし、本文には誰がどのような検査をしたのかは明らかになっていない¹⁶。

第2の事例は、横浜為替会社に対する紙幣助青江秀による金融検査である。内容は以下のとおり。

明治六年八月三十一日

青江紙幣助

総裁

今般東京・横浜為替会社御始末之儀御達相成候二付、此度横浜表出張、同所爲

替会社蓄在之金券緘封致シ、當時發行相成居候爲替札代正金之儀モ検査相加、夫々取調候處、別冊之通ニ有之候間、入御覽置申候。

(後略)

(日本銀行調査局 [1955] 416頁)

注目すべきは検査日時である。この時点では既に第一国立銀行が開業しており、文面からすると、この時点で東京為替会社の廃業、及び横浜為替会社の改編が決まっていたようである。そのため、組織変更に向けた検査となっている。検査の対象は金券と為替札代の正金である。

第3の事例は、東京為替会社に対する小林雄七郎と川村選による金融検査である。内容は以下のとおり。

第四百八拾三號

明治六年十一月廿八日

同 廿九日済

紙幣權助 小林 雄七郎

紙幣大屬 川村 選

頭 輔

私共昨廿七日東京爲替会社工出向、同社廿五日之報告ニ照シ金券有高並準備金有高共遂検査候處、別紙之通有之不都合之廉無之候。啻金券之内横浜金券四万五千五拾壹圓有之候得共、此ハ是マテ金券面肩書之趣旨ニ據リ、本社金券ト同様ニ看做引換遣候分ニ有之候趣、且別紙有金之外ニ第一国立銀行充三十四万圓之手形有之、此ハ東京商社ヨリ返金之分トシテ昨日出納寮ヨリ下渡相成候分ニ有之候。此分ハ封印致不申候。依テ別紙相添此段及御届申候也。

(後略)

(日本銀行調査局 [1955] 179頁)

この事例でも注目すべきは、検査の日時である。前述した第一国立銀行に対する小林検査の後となる。検査の内容は金券や準備金の有高を対象とした検査をしている。

第4の事例は、東京為替会社に対するものだった。内容は以下の通り。

明治七年二月十三日

七等出仕 須藤 時一郎

頭 助 大屬 川村 選

私共昨十二日東京爲替会社へ相越、金券引換方並準備金共検査ノ上、兼テノ御決議ニ基キ準備金封印高五拾万圓ノ内拾万圓切解相渡、殘四拾万圓更メテ固封仕候。依之別紙準備金有高、金券引換高書附相添、此段御届仕候也。

(後略)

(日本銀行調査局 [1955] 187頁)

第五の事例は横浜為替会社に対するもので、内容は以下の通りであった。

明治七年二月廿五日

川村 大屬

頭

助

屬

横浜為替会社金券引換之分、三萬圓上納之義、別紙之通第二國立銀行ヨリ申立候間、右受取検査之上倉庫納可相成處、差向之義ニ付、先ツ假受取取計、他日検査相済次第本納相成候様、庶務・倉庫兩課工御達被下度候也

(後略)

(日本銀行調査局 [1955] 447頁)

以上の事実の確認より、紙幣寮事務章程によって為替会社に対する金融検査が実際に行われていたことが明らかとなった。確認できた事例の検査対象は東京為替会社と横浜為替会社に限られたものであったが、1873（明治六）年後半より2社共に2度の検査を受けている。

いずれの事例においても検査員が当該会社に出向いて実際に検査対象を帳簿の数字と合わせるという作業をしている。

従来、認識されてきたこととは異なる事実をこのように確認していくと、筆者はさらなる疑問をもつのである。

つまり、紙幣寮事務章程制定以前に為替会社に対する金融検査は存在しなかったのかという疑問である。

6. 紙幣寮事務章程以前の為替会社に対する金融検査制度

前述したように、為替会社は通商司の下に設立された組織である。これは通商司が政府から与えられた権限の中に「両替屋ヲ建ルの權」（明治財政史編纂會 [1972a] 331頁）があったことによる¹⁷。通商司はこの為替会社に最大限の権限と優遇措置を施す。

そのためか、この為替会社に対する検査規定は、検査をする側の通商司には見当たらない。

逆に、検査される側の為替会社の規則「為替会社規則」を見てみる。そこには以下の規定がある¹⁸。

第六箇條

通商司爲替換會社、商社兩組ノ儀ハ互ニ相ニ相助ケ合候テ事業ヲナシ候義ニ付一家ノ如ク陸合實效相顯候様可致因テハ兩會社ノ諸帳面ハ社中ノ者ハ勿論兩會社總頭取始メ組々相互ニ随意ニ見改ルノ權アルヘキ事

(明治財政史編纂會 [1972a] 336頁)

第一三箇條

通商司爲替會社組合ノ儀八十人宛月番相立一箇月ツ、持切月番中貸出シ金ノ儀ハ返濟迄其月番掛リ之事

但月番ノ外二人ツ、順ヲ立横浜表其外會社ヲ見回り可申事

(明治財政史編纂會 [1972a] 337頁)

第六ヶ條は、通商會社、爲替會社の社中、頭取には相互に帳簿閲覧権があることを明らかにし、第一三ヶ條は社中の内、月番になっていない者が見回りを担当するという規定であり、共に監督官庁である通商司が爲替會社を検査するというものではない。

第六ヶ條、第一三ヶ條は日本で初めての外部監査制度ということがいえるかもしれないが、本稿の目的とはずれぬ問題であるので、検証は今後の課題にしたい。

しかし、「通商司爲替組規則」においては、それらの規定もなくなる¹⁹。

つまり、爲替會社設立当初は、検査する側の通商司においても、検査される側の爲替會社においても金融検査規定は存在しなかったのである。

検査規定を持たぬまま、爲替會社の経営は「三井でも、小野でも、島田でも身元金を出して、此に入って居る人達は、自分の商売とは思っていない。政府の仕事、之は國の担当ぢやと思つて居る。自分は役を命ぜられて、此處に来て居るものであると云ふ考えを以て従事して居つた」(澤田章 [1978] 158頁) 状況であったため、すぐにその経営は行き詰ることになる。

「爲替會社ハ我國ニ在テハ未曾有ノ新商業機關ニシテ銀行ノ業務ハ此ニ至リ一大進歩ヲ爲シタリト云フヘシ、然レトモ爲替會社ノ性質タル組合會社ニシテ我カ商人ハ組合ヲ設ケ共同營業スルノ風ニ慣レズ、故ニ頗ル營業ニ困難ヲ感シタリ、且ツ當時ハ商律條例等ノ爲替會社ノ營業ヲ規定スルモノアルナク、又會社ト政府トノ間ノ關係ヲ分明ニ約定セシモノナキヲ以テ會社ハ政府ヨリ非常ノ干涉ヲ受ケ殆ト半官半民ノ性質ヲ帶フルニ至レリ、而テ此等ノ事情ハ終ニ結テ會社ノ衰運トナリ、識者ヲシテ既ニ明治四年ニ於テ會社ノ前途ハ望ナキ旨ヲ明言セシム」(大内兵衛・土屋喬雄 [1979] 412頁) という状況に陥つた。

紙幣寮事務章程制定以前の爲替會社の設立からの経緯を概観したが、検査される側の爲替會社においては設立時に検査規定を見出すことはできなかった。

しかし、検査する側の規定に関しては、筆者は二つの規定を探し出すことができた。

一つは、伊藤彌之助 [1937] によっても取り上げられていた規定であった。それは「会社全書」における、第一編第一章の第二「爲替会社見廻方」なる資料で、租税寮から出納寮へ出された文書である。内容は以下のとおり。

是迄仕来爲替会社見廻り方心得方書取

一、隔日朝爲見廻可相越事。

一、見廻之節ハ都テ諸帳面検査可致事。

一、貸出金引當品等確實無之ト見込候ハ、其段申談可成丈時確實ニ爲致可申事。

但、借貸之儀ハ間方一切示令致間敷事。

一、爲替ハンク札ハ百五十拾萬兩施行免許有之、其代り金ハ素方全備爲致可申旨ニ付、有金高トハンク札施行高ト比較シ、若施行札高有金高方越候節ハ寮當可致事。

一、右ハンク札代り金之儀ハ、臨時引換取付之備トシテ凡五七萬兩ヲ除キ、其餘ハ爲替會社之印紙へ立會小印之上封印可致事。

但、箱内之有高ヲモ相調可申事。

一、諸帳尻日メ日々爲差出表目ニ記入イタシ置ヘキ事。

一、爲替会社之儀ハ政府ヨリ免許ヲ與ヘ候儀ニ付、其借貸及ハンク札施行之虚實等ハ篤ト保護注意イタシ、別紙ニ掲載ノ廉々時々及説諭可申事。

辛未八月

(日本銀行調査局 [1955] 1 - 2 頁)

この規定においては、二日に一度は爲替会社に向向いて、諸帳簿を検査することが内容となっている。

ただ、この資料には考慮すべき点がある。

日付である。辛未八月とは1871 (明治四) 年の8月 (旧暦) である。上記の文書を「之は出納寮の管轄時代が短か、つた故、恐らく通商時代にまで遡り得る」(伊藤彌之助 [1937] 329頁) と解釈することも可能かもしれない。

しかし、事実関係から判断すれば、前述の紙幣寮事務章程が定められた日時より後の文書となっているのである。内容も別個のものである。大蔵省の二つの部署において別々の金融検査規定が存在したということである。

1871 (明治四) 年7月 (旧暦) においては通商司政策が破綻し、通商司の解散にあたり、爲替会社は通商司から租税寮、出納寮、紙幣寮とその管轄がたらいまわしにされる。通商司から管轄が回ってきた租税寮は、転属先の出納寮へ金

融検査規定を伝えたことになる。

一方、紙幣寮は為替会社の管轄が回されてくる前に、金融検査規定を紙幣寮事務章程に予め定めていたことになる。

結局、為替会社の管轄は租税寮から出納寮には移動せず、租税寮から紙幣寮に直接紙幣寮に移されたようである。

というのも1871（明治四）年10月（旧暦）には租税寮から紙幣寮へ引継を催促する文書が出ているからである。内容は以下のとおり。

當寮大屬古谷敏郎儀、元通商司ヨリ引続キ爲替会社事務取扱之義被仰付置候處、先般職務御改正之御右爲替会社事務ハ御寮エ可引継旨本省ヨリ口達有之候處、御建寮之初官員未整備不致間暫時是迄之通取扱可申旨猶口達有之、然ル處最早數十日相經候義ニ付、夫々官員御整備之事ト存候、且當寮事務迫日繁劇相成候ニ付テハ、右会社事務早々御寮エ御引継申度、此段及御掛合候也

辛未十月廿三日
紙幣寮

租税寮

（日本銀行調査局 [1955] 4頁）

この文書によれば、当時の通商司政策破綻を含めて、政府の対応は右往左往し、その混乱ぶりが透けて見える。

さて、もう一つの資料は『明治貨政考要』下編から見つけ出した「横浜出張通商司處務制限」という規定である。その中に「出納方検査之事」と「爲替会社取締之事」として検査規定が示されている。内容は以下のとおり。

一、出納方検査之事。

是ハ出張出納權正ニオイテ日々之出納ヲ進退シ監督司ニテ綿密ニ検査イタシ云々萬一不都合ノ廉有之候ハ、嚴重ニ督責可致、且又商民へ繰替貸廻シ并洋銀相場駆引其外等迄篤ト見届イタシ日々ノ計算其他ノ件々都テ檢印可致候事。

（大内兵衛・土屋喬雄 [1979] 338頁）

一、爲替会社取締之事

是ハ遣回シノ金券準備ノ正金共是迄ノ制限ニ従ヒ日々計算帳検査イタシ毎週日曜日ノ前日ヲ以準備金相改割合ヲ較計致シ確實ニ營業爲致候様取締可幾届事。

（大内兵衛・土屋喬雄 [1979] 339頁）

「出納方検査之事」の規定によれば、商人に対する見届け、毎日の計算書類の検印が必要とされ、「爲替会社取締之事」では毎週土曜日に計算帳を検査することになっている。

そして、ここにも問題が存在した。

第一の問題は、この規定には制定、発効した正確な日付がないのである。

ただ、この「横浜出張通商司處務制限」を取り上げている文書に次のような記述があった。「同年（1870（明治三）年一筆者）十二月横濱通商司ノ伺書ニ曰ク、兩會社益金ノ内國力金ト唱へ積立候分ハ出張官員ニ於テ出納検査致可申事、但右ノ分ハ全會社ノ積金ニ付其出納モ社中之存寄ニ任セ唯當不當ヲ見届候迄ト心得取扱可申事」（大内兵衛・土屋喬雄 [1979] 337頁）この記述により、横浜出張通商司處務制限は1870（明治三）年には存在したことが伺える。

さらに、調査を進めたところ、『明治財政史』第十二巻には、「明治三年十二月横浜出張通商司處務制限ニ曰ク」（明治財政史編纂會 [1972a] 368頁）として「爲替会社取締ノ事」についての規定を引用している記述を確認することができた。

この記述の確認から、横浜出張通商司處務制限は1870（明治三）年12月に制定され、横浜出張通商司處務制限の伺書は同じ月に出されたこととなる。

以上の検証から、この横浜出張通商司處務制限が、今回の調査時点における最も古い金融検査規定ということになる。

第二の問題は、「出納方検査之事」の主たる対象が横浜出張通商司であることにある。つまり、横浜出張通商司の出納方の業務を監督司が検査するというものである。

そこで、この監督司の規定を確認すると、監督司の設置は1869（明治二）年5月（旧曆）とであるが、当時「未タ別ニ其事務管掌ノ事ヲ明記シタルモノアルナシ」（明治財政史編纂會 [1971] 539頁）とされ、1870（明治三）年11月になって初めて職制章程が定められた。そこで定められた管掌事項には「成規定例ナキ支出ノ審議、賞典附典、秩禄支給方當否ノ審按、勘定帳ノ検査各司計簿ノ點検、金庫ノ監察、營繕土木實況ノ監督、購入物品價格ノ検査、各地方官各局申牒書指令案ノ査閲、法規改廢ニ係ル草案ノ査閲、省中官吏ノ身分ニ關スル監督ニシテ其各府縣ニ派出シテ監視檢察スヘキ事項ハ金穀一切ノ出納、租税ノ厚薄、官廳諸費ノ當否、貨幣流通ノ便否、正贖貨幣交換ノ處分、土地ノ肥瘠、物産ノ多寡、通商ノ有無等」（明治財政史編纂會 [1971] 539-540頁）となっている。

さらに、このことから1870年11月に公会計に関する検査制度ができ、翌12月に金融検査規定ができたことになる。

7. おわりに

以上の検討より、通商司設置からシャンド検査までの経緯を時系列でまとめ

ると、図表4-4のとおりとなる。

明治時代初期における金融検査制度の生成過程は、1870（明治三）年における横浜出張通商司處務制限をその嚆矢とすることが可能となった。

さらに、通商司政策の破綻により、1871（明治四）年に8月には紙幣寮が設けられ、その事務章程には金融機関に対する検査規定が盛り込まれ、その後、国立銀行条例が成立するという順序であった。

このように、金融検査規定は検査する側が先行する形でできあがっていた。検査される側の国立銀行は、後を追う形で国立銀行条例第17条に金融検査規定が設けられたのである。

この国立銀行条例は、モデルとなった1864年国法銀行法を翻訳した『紙幣條例』（草案）をたたき台としていた。そのため、この金融検査制度は当時のアメリカの金融検査制度の影響を強く受けたものとなっている。

また、金融検査の事例として、はっきり誰がどこへ行ったかということが明確な最初の金融検査の事例には、1873（明治六）年8月、紙幣助青江秀よってなされた横浜為替会社に対する金融検査がある。この1873（明治六）年8月には既に第一国立銀行が開業しており、横浜為替会社は第二国立銀行へ改編することが承認された後の金融検査であった。

つまり、会社整理にむけての金融検査であったのである。

国立銀行に対する金融検査は、1873（明治六）年11月に第五国立銀行、第一国立銀行への金融検査がほぼ同じ時期になされている。この時点では第五国立銀行はまだ開業しておらず、こちらは開業に向けた金融検査となっていた。

一方、すでに開業していた第一国立銀行に対する小林検査の報告書には、第一国立銀行出納日表と第一国立銀行借貸一覧日表が存在した。この二つの計算書類から厳密な金融検査が行われたことが推察できる。

シャンド検査以前においても、精密な金融検査が行われており、また第一国立銀行は西洋式簿記・会計技術を実践していたのである。

さらに、この1873（明治六）年11月時点では、いわゆる御雇外国人として『銀行簿記精法』の著作にあたっていたシャンドが母国に帰国中であったことを考え合わせると、この当時の、少なくとも一部金融行政担当の日本人の西洋式簿記・会計知識は、従来考えられていたものよりも早く、高度なものとなっていたのではないかと推察することができる。

これは金融検査を担当した検査員のうち、小林雄七郎、海老原濟、宇佐川秀次郎がシャンド原著『銀行簿記精法』の編集にあたった人物として名を連ねていることから裏付けが可能となり、これらの人物の能力・業績は再評価されるべきと考える。

第一国立銀行に対する金融検査と時を同じくして、開業に向けた国立銀行への金融検査、廃業に向けた為替会社への金融検査が行われた。

その後、1874（明治七）年11月、小野組破綻という事態を迎える。開業一年で第一国立銀行は、経営上重大な危機を迎えた。

しかし、いかなる理由かははっきりしないが、即座に金融検査が行われるということではなく、小野組破綻から4カ月たった1875（明治八）年3月に入ってからシャンド検査が行われたのである。

このシャンド検査は、それまでの金融検査に比べ、検査範囲を広げ、綿密かつ厳正なものだった。そしてなにより、銀行業務に携わった経験のある人物による検査としては初めての検査となった。そのため、それまでの「検査ノ方法ハ主トシテ條例ノ本旨ニ基キ検査官吏ノ裁量ニ任シタルモノニシテ未タ一定ノ成文條規アルヲ見ス」（明治財政史編纂會 [1972b] 639頁）という状況であった検査手法が、シャンド検査によって確立され、その後の金融検査のモデルとなったというのが、わが国における金融検査の生成過程であると考えられる。

図表 4 - 4 シヤンド検査までの金融検査規定・事例関連年表

西暦	年号	月	金融検査制度・その他	検査事例
1869	明治 2	[2]	通商司設置	
		—	各為替会社設立	
1870	明治 3	[10]	伊藤渡米の建白書	
		[11]	伊藤博文渡米(～明治 4 年 6 月)	
		[12]	横浜出張通商司處務制限	
1871	明治 4	[7]	通商司解散	
		[8]	大蔵省に紙幣寮設置, 紙幣寮事務章程, 会社見廻方	
		[9]		「為替会社検査明細書」
1872	明治 5	[11]	国立銀行条例	
1873	明治 6	7	第一国立銀行開業	
		8		横浜為替会社検査(青江 秀)
		11		第五国立銀行検査(渡邊融・進野簡)
				第一国立銀行検査(小林雄七郎・海老原 濟)
				東京為替会社検査(小林雄七郎・川村 選)
		12	第五国立銀行開業	
				第五国立銀行(仮支店)検査(渡邊融・野田久七郎)
				第五国立銀行(本店)検査(川村 選・藤沢直彦)
				第二国立銀行検査(小林雄七郎・野田久六郎)
1874	明治 7	2		東京為替会社検査(須藤時一郎・川村 選)
				第四国立銀行検査(進野簡・宇佐川秀次郎)
				横浜為替会社検査(川村 選)
		3	第四国立銀行開業	
				第二国立銀行検査(須藤時一郎・川村 選)
		7		第二国立銀行検査(渡辺 弘・須藤時一郎・木原静一)
			第二国立銀行開業	
1875	明治 8	3		シヤンド検査

出所) 明治財政史編纂會 [1972a], [1972b], 日本銀行調査局 [1955], [1957] より作成。

注) [] は旧暦。- は不明。

- 1 本報告において、「金融検査」という用語は監督官庁による金融機関への検査を指す。そのため、対象は国立銀行に対する検査のみにとどまらず、為替会社に対する検査もその対象に入れている。
- 2 片野一郎 [1976] 33頁において、第1章第6節の副題として、シャンド検査を「わが国近代会計監査制度の先駆」としている。
- 3 筆者は第3版 [1972] を使用した。この『明治財政史』第13巻では638頁から639頁にかけて、出所を明らかにしていないものの、『大蔵省銀行局年報抄録』『銀行課第一次報告』における第三款 国立銀行検査ノ事からの引用をしている。
- 4 土屋喬雄氏は「わが国ではじめて銀行検査を行なったのも、シャンドである」（土屋喬雄 [1966] 98頁）としながら、「それ以前は、条例一二条により書面検査をしていた」（土屋喬雄 [1966] 98頁）との言及もしている。この点に関しては改めて本章第3節にて検討する。
- 5 会計史の立場からは、片野一郎氏による『日本財務諸表制度の展開』[1968]等の文献があり、監査論の立場からも、山村忠平氏による『監査役制度の生成と発展』[1997]等の文献がある。また、金融検査の起源に関して、『監査役制度の生成と発展』は『日本財務諸表制度の展開』を参考にしており、『日本財務諸表制度の展開』、『第一銀行史』、『シャンド』は『大蔵省銀行局年報抄録』に依拠していることを明らかにしている。
- 6 加藤恭彦・埴岡忠清 [2002] 「わが国銀行監査制度の史的考察」『甲南経営研究』第43巻第3号、甲南大学。
- 7 寺井順一 [2004] 「財務省今昔物語」（第7回）『ファイナンス』464号、財務省大臣官房。
- 8 詳しくは、大江清一 [2006] 「明治前期における金融当局検査の考察」『社会科学論集』第119号、埼玉大学を参照のこと。
- 9 The National Bank Act, June 3, 1864
- 10 井上馨文書682-3及び高垣（1955）に所収されている。ただし、この文書の作成時期には伊藤の渡米前という説とアメリカ、ナショナル・バンクをモデルとして国立銀行を設立することを決めた後という二つの説がある。本論においては後者の説にたっている。
- 11 この『銀行全書』は旧大蔵省により編纂されたもので、原本は1923（大正12）年の関東大震災により焼失している。そのため、『日本金融史資料明治大正編』に所収されている『銀行全書』三井家による写本を複製したものとなっている。なお、理由は明らかにはされていないが、書類の報告者の氏名は明らかになっているものの、報告先の氏名はその役職、頭、助といったもので省略されており、この『銀行全書』における報告書に関しては同様の形式をとっている。
- 12 シャンド検査の報告書は『第一国立銀行遷度氏報告』として第一銀行八十年史編纂

- 室 [1957], 及び日本銀行調査局 [1958] に所収されている。シャンド検査の内容に関する検討は, 大江 [2006] に詳しい。
- 13 第二號は第一號と全く同じであったとのことである。(日本銀行調査局 [1957] 付録 8 頁)
- 14 1873 (明治六) 年12月13日の第五国立銀への検査に入った野田久七郎と同一人物ではないかと考えられる。
- 15 土屋喬雄 [1966] 100頁を参照のこと。
- 16 詳しくは, 日本銀行調査局 [1955] 5 - 7 頁を参照のこと。
- 17 さらに具体的な規定としては, 1870 (明治三) 年 8 月に大蔵省通商司の處務條規が定められ, そこでは「第十三, 爲替会社を創建スル目的ハ西洋各国ニ慣行スル『バンク』ノ方法ニ依做シ, 金銀貨幣ノ流通を自在ナラシムルニ在リ, 故ニ兌舗等ノ結社開業スルヲ請フ有ラハ, 資本ノ金額ヲ計査シテ以之ヲ准許ス。」(大内・土屋 [1978] 288 頁) とある。
- 18 爲替会社の設立にあたっての草案にも同様の条項がある。尚, 「官版商社規則」にも「爲替会社規則」が収められており, 吉野 [1929] に所収されている。
- 19 詳しくは, 日本銀行調査局 [1955] 168 - 169 頁を参照のこと。

文献一覧

- 伊藤彌之助 [1937] 「通商司政策に於ける爲替会社」『明治初期経済史研究第 1・2 部』慶応大学経済史学会 303 - 335 頁
- 上野道輔 [1942] 『新稿貸借対照表』上巻 有斐閣
- 大内兵衛・土屋喬雄 [1978] 『明治前期財政経済史料集成』第 3 巻 原書房
—— [1979] 『明治前期財政経済史料集成』第 13 巻 原書房
- 大野浩 [1975] 「日本会計及び監査制度史考」『金沢大学経済論集』第 12・13 号 金沢大学 53 - 66 頁
- 大江清一 [2006] 「明治前期における金融当局検査の考察」『社会科学論集』第 119 号 埼玉大学 13 - 24 頁
- 片野一郎 [1956] 『日本・銀行簿記精説』中央経済社
—— [1968] 『日本財務諸表制度の展開』同文館
—— [1976] 『日本・銀行会計制度史』全国地方銀行協会
- 加藤恭彦・埴岡忠清 [2002] 「わが国銀行監査制度の史的考察」『甲南経営研究』第 43 巻 第 3 号 甲南大学 1 - 26 頁
- 澤田章 [1978] 『世外候事歴維新財政談』原書房
- 紙幣条例 (案) 井上馨文書 682 - 3 国会図書館蔵

- 静岡県 [1989] 『静岡県史』資料編16 近現代一 静岡県
第一銀行八十年史編纂室 [1957] 『第一銀行史』第一銀行八十年史編纂室
高垣寅次郎 [1955] 「紙幣条例」『成城大學經濟研究』第4号 成城大学經濟学会 185
- 222頁
高寺貞男 [1966] 「貸借対照表という用語の創出過程」『經濟論叢』第97卷第2号 30 -
50頁
寺井順一 [2004] 「財務省今昔物語」[第7回] 『ファイナンス』464号 財務省大臣官房
106 - 107頁
土屋喬雄 [1966] 『シャンド』東洋經濟新報社
西川孝治郎 [1971] 「銀行諸帳面取扱手續書 解題」アラン・シャンド原著『銀行諸帳
面取扱手續書』雄松堂 1 - 14頁
日本銀行調査局 [1955] 『日本金融史資料』明治大正編第1卷 大蔵省印刷局
—— [1956] 『日本金融史資料』明治大正編第5卷 大蔵省印刷局
—— [1957] 『日本金融史資料』明治大正編第3卷 大蔵省印刷局
—— [1958] 『日本金融史資料』明治大正編第4卷 大蔵省印刷局
—— [1960] 『日本金融史資料』明治大正編第7卷上 大蔵省印刷局
久野秀男 [1960] 『株式会社財務諸表論』同文館
明治財政史編纂會 [1971] 『明治財政史』第1卷 吉川弘文館
—— [1972a] 『明治財政史』第12卷 吉川弘文館
—— [1972b] 『明治財政史』第13卷 吉川弘文館
山村忠平 [1997] 『監査役制度の生成と発展』国際書院
吉野作造 [1929] 『明治文化全集』第二十二卷
Kroose, H.E. [1983] *Documentary History of Banking and Currency in the United States* Chelsea
House Publishers.